

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税事務
②事務の概要	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収・還付 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行
③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、電子申請システム、地方税ポータルシステム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 なし(固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27、28の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし (固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	事後	
令和7年1月10日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し固定資産税額を算出し賦課・徴収している。 ・住民等からの申請に基づき、固定資産税情報から評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明を発行している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産税の賦課・徴収・還付 ②評価証明書、公課証明書、価格通知書、課税台帳の写し、納税証明書の発行	事前	
令和7年1月10日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一（16の項）	・番号法第9条第1項及び別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【情報提供の根拠】 なし(固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 なし(固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項(48の項)	事後	
令和7年1月10日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄	事後	
令和7年1月10日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9) 従業者に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	事後	
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、電子申請システム、地方税ポータルシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申告書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申告書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申告書等の廃棄 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	事前	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年5月30日 時点	事後	
令和8年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年5月30日 時点	事後	
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、電子申請システム、地方税ポータルシステム	固定資産税システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム、電子申請システム、地方税ポータルシステム、EUCシステム	事前	